

大仙市不妊治療費助成事業について

【令和8年度版】

【申請手続き・申請期限について】

- ・窓口申請は事前に子ども家庭センターへ電話予約(Tel.0187-73-6811)のうえ、お手続きください。
 - ・手続き時間は30分～1時間程度です。
 - ・郵送での申請も受け付けていますので、子ども家庭センターへお問い合わせください。
 - ・申請期限：令和8年度に治療を終了した方は、令和9年4月16日(金曜日)(休日及び年末年始を除く。)
- ※申請期限が過ぎてしまうと、助成ができかねますのでご注意ください。

【対象経費について】

- ・食事療養費や個室料、文書料など不妊治療に直接関係のない経費は助成の対象になりません。
- ・大仙市に住所を有した日以降の治療経費で、他自治体から助成等を受けていない経費に限ります。
- ・一般不妊治療費と不育症治療費は、医療機関又は院外処方薬局が発行した領収書の年月日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの経費のみ助成が可能です。

【申請手続きについて】

① 一般不妊治療費助成について（大仙市単独）

人工授精に至る前（タイミング法・排卵誘発法）及び人工授精

【対象者】

次の要件を全て満たしている必要があります。

- ・不妊治療開始時に夫婦のどちらか1人が大仙市に住所を有していること。
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
ただし、同居していて住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合のみ。)

【助成額と助成期限】

助成額:夫婦1組あたり1年度につき **20万円**を上限とします。

申請期限:令和8年度に治療を終了した方は、令和9年4月16日(金)まで
(休日及び年末年始を除く。)

※治療を継続中であっても令和8年度内にかかった費用を申請期限までに申請してください。

【申請時に必要な書類】 ※「申請の流れ」に、チェックリストがありますのでご活用ください。

○大仙市一般不妊治療費助成事業医療機関受診証明書(医療機関が作成したもの) 様式第5号

※記載に時間がかかる場合があります。早めに医療機関へご相談ください。

○大仙市不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書 様式第1号

○大仙市不妊治療費助成金請求書 ○申請者の印鑑(名字のみの印)

○夫婦の続柄が記載された住民票 ※夫婦関係の確認のため別居の場合は戸籍謄本が必要

○医療機関又は院外処方薬局が発行した領収書の写し

○申請者名義の通帳

○治療を受けた方の健康保険の資格情報が確認できる資料

② 不育症の治療費助成について（大仙市単独）

【対象者】

次の要件を全て満たしている必要があります。

- ・不妊治療開始時に夫婦のどちらか1人が大仙市に住所を有していること。
（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
ただし、同居していて住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合のみ。）

【助成額と助成期限】

助成額:夫婦1組あたり1年度につき **20万円**を上限とします。

申請期限:令和8年度に治療を終了した方は、令和9年4月16日(金)まで
(休日及び年末年始を除く。)

※治療を継続中であっても令和8年度内にかかった費用を申請期限までに申請してください。

【申請時に必要な書類】 ※「申請の流れ」に、チェックリストがありますのでご活用ください。

○大仙市不育症治療費助成事業医療機関受診証明書(医療機関が作成したもの) 様式第6号

※記載に時間がかかる場合があります。早めに医療機関へご相談ください。

○大仙市不育症治療費助成事業申請書兼実績報告書 様式第2号

○大仙市不妊治療費助成金請求書 ○申請者の印鑑(名字のみの印)

○夫婦の続柄が記載された住民票 ※別居の場合は夫婦確認のため戸籍謄本も必要

○医療機関又は院外処方薬局が発行した領収書の写し

○申請者名義の通帳

○治療を受けた方の健康保険の資格情報が確認できる資料

※ 県では、不育症検査費用の助成事業を行っております。詳しくは、大仙保健所【0187-63-3404】へお問合せください。

③ 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の治療費助成について（秋田県、大仙市）

【対象者】

次の要件を全て満たしている必要があります。

- ・申請時に夫婦のどちらか1人が大仙市に住所を有していること。
- ・秋田県特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けていること。（先に秋田県仙北地域振興局に申請する必要があります。詳しくは大仙保健所【0187-63-3404】へお問合せください。）

【助成額と助成回数と助成期限】

助成額:夫婦1組あたり1回の治療につき **20万円**を上限とします。

助成回数:秋田県特定不妊治療助成事業で定める助成回数と同数とします。

助成期限:1回の治療が終了した日から9か月以内

※令和8年度に受けた治療費であっても、治療周期が年度をまたぐ場合は令和8年度申請分として申請することができます。

【申請時に必要な書類】※「申請の流れ」に、チェックリストがありますのでご確認ください。

○大仙市特定不妊治療費助成金申請兼実績報告書 様式第3号

○秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し

○秋田県特定不妊治療事業承認決定通知書の写し

※「秋田県特定不妊治療事業承認決定通知書」が送付されるまで時間がかかる場合があります。
早めに申請してください。

○大仙市不妊治療費助成金請求書 ○申請者の印鑑(名字のみの印)

○夫婦の続柄が記載された住民票 ※別居の場合は夫婦確認のため戸籍謄本も必要

○医療機関又は院外処方薬局が発行した領収書の写し

○申請者名義の通帳

○「限度額適用認定証」又は高額療養費、付加(附加)給付金の決定通知等、給付額が確認できるもの
*該当する方のみ

*本申請に使用する「住民票の写し」「戸籍謄本」は発行手数料が免除されます。

*必要な様式は、大仙市こども家庭センターのホームページでダウンロードいただくか、大仙市こども家庭センターの窓口でお渡ししています。

〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町1番14号
大仙市健康福祉会館2階
大仙市こども未来部 こども家庭センター
TEL 0187-73-6811 FAX 0187-73-6816